

製造業における特定技能外国人材受入れに関する FAQ

令和7年7月15日（火）時点版

1. 受入れ人数等、雇用について.....	4
(1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限.....	4
(2) 受入れ状況、受入れ順番.....	4
(3) 引き抜き防止について.....	4
2. 特定産業分野・業務区分への該当性.....	5
(1) 該当性判断の方法.....	5
(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①.....	5
(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②.....	5
(4) 新しい業務に従事させる場合の訓練や研修について（令和4年8月30日閣議決定）.....	6
(5) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業所）.....	6
(6) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）.....	7
(7) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）.....	7
(8) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シートフレームの製造）.....	7
(9) 該当性判断の個別相談ケース⑤（修理業における塗装、溶接等）.....	8
(10) 該当性判断の個別相談ケース⑥（建設業における溶接）.....	8
(11) 該当性判断の個別相談ケース⑦（板金加工の精密製品製造業の該当業種）.....	8
(12) 該当性判断の個別相談ケース⑧（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）.....	8
(13) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）.....	8
(14) 該当性判断の個別相談ケース⑩（金属製サッシ・ドア製造業）.....	9
(15) 該当性判断の個別相談ケース⑪（階段・手摺り製造業の該当業種）.....	9
(16) 該当性判断の個別相談ケース⑫（ダクト製造業の該当業種）.....	9
(17) 該当性判断の個別相談ケース⑬（眼鏡フレーム製造業の該当業種）.....	9
(18) 該当性判断の個別相談ケース⑭（調理用器具製造業の該当業種）.....	10
(19) 該当性判断の個別相談ケース⑮（洋食器製造業の該当業種）.....	10
(20) 該当性判断の個別相談ケース⑯（金属製家具製造業の該当業種）.....	11
(21) 該当性判断の個別相談ケース⑰（積荷用の治具製造業の該当業種）.....	11
(22) 該当性判断の個別相談ケース⑱（鋳鋼製造業における対象職種）.....	11
(23) 該当性判断の個別相談ケース⑲（鋳物の賃加工）.....	12
(24) 該当性判断の個別相談ケース⑳（第2次製錬・精製業の該当業種）.....	12
(25) 該当性判断の個別相談ケース㉑（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）.....	12
(26) 該当性判断の個別相談ケース㉒（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））.....	12
(27) 該当性判断の個別相談ケース㉓（熱処理工程の内製）.....	13
(28) 該当性判断の個別相談ケース㉔（プラスチック製品製造業）.....	13

(29) 該当性判断の個別相談ケース②⑤（研磨業）	14
(30) 該当性判断の個別相談ケース②⑥（ちゅう房機器の部分品製造）	15
(31) 該当性判断の個別相談ケース②⑦（鉄骨製造業）	15
(32) 該当性判断の個別相談ケース②⑧（鋼管製造業）	15
(33) 該当性判断の個別相談ケース②⑨（工業包装）	15
(34) 該当性判断の個別相談ケース③⑩（コンクリート製品製造業）	15
(35) 該当性判断の個別相談ケース③⑪（陶磁器製品製造業）	16
(36) 該当性判断の個別相談ケース③⑫（繊維工業）	16
(37) 該当性判断の個別相談ケース③⑬（金属製品塗装業）	17
(38) 該当性判断の個別相談ケース③⑭（RPF 製造業）	17
(39) 該当性判断の個別相談ケース③⑮（印刷・同関連業）	17
(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑯（こん包業）	18
(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑰（パルプ製造業）	18
3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ	19
(1) 技能実習の職種と特定技能 1 号の業務区分との関係	19
(2) 技能実習の作業と特定技能 1 号の関係	19
(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件	20
(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い	20
(5) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い	20
(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応	20
(7) 一時帰国の必要有無	21
(8) 技能実習中の移行可否	21
(9) 技能実習修了職種以外への従事	21
4. 業務範囲について	22
(1) 作業内容	22
(2) 複数の製造ライン時の対応	22
(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①	23
(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②	23
(5) 異動の可否	23
(6) 出張の可否	23
5. 請負契約について	25
(1) 請負契約での受入れ	25
6. 特定技能 2 号について（制度全般、実務経験に関する内容）	26
(1) 制度全般	26
(2) 実務経験について	26
7. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能 1 号と 2 号に共通する内容）	29
(1) 試験日程	29
(2) 受験資格	29

(3) 合否等.....	29
(4) 合格証明書.....	30
(5) サンプル問題・学習用参考資料.....	31
(6) 受験の申込み.....	31
8. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について.....	32
(1) 工業製品製造業分野以外の技能実習修了者の扱い	32
(2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について	32
9. 製造分野特定技能 2 号評価試験等について.....	34
(1) 特定技能 2 号評価試験ルートについて	34
(2) 技能検定ルートについて	34
(3) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」の取得について	35
10. 特定活動について	36
(1) 在留資格の変更.....	36

1. 受入れ人数等、雇用について

(1) 受入れ機関ごとの受入れ人数の制限

(質問 1-1) 特定技能外国人を受け入れる際、受入れ機関ごとの人数制限はありますか。

(回答 1-1) 受入れ機関ごとの受入れ人数に制限はありませんが、1 号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、受入れ機関としての義務（1 号特定技能外国人支援計画）を果たす上で支障がないことが前提となります。

(2) 受入れ状況、受入れ順番

(質問 1-2) 特定技能 1 号について、制度開始から 5 年間の受入れ見込み人数に対する、現在の特定技能外国人数の受入れ状況を教えてください。また、受入れの順番は、申請が認められた順ということですか。

(回答 1-2) 特定技能外国人の受入れ状況は、定期的に最新の特定産業分野別の特定技能外国人数が出入国在留管理庁のホームページにて公表されています（分野別の国籍・地域別、都道府県別、試験ルート・技能実習ルート別などの詳細版については 6 か月ごとに更新しています）。また、受入れは申請が認められた順となります。

【制度説明資料「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」（随時更新）】

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>

【特定技能在留外国人数の公表（6 か月ごとに更新）】

http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00215.html

(3) 引き抜き防止について

(質問 1-3) 「特定技能外国人材制度（製造業分野）の制度改正について」の資料に記載がありますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。

【受入れ見込数の再精査及び業務区分の統合について（令和 4 年 8 月 30 日）】

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/pdf/20220902_2.pdf

(回答 1-3) 既に日本国内の他地域・他企業で就労している特定技能外国人材を、積極的に引き抜いてきて自社で雇用させるといった企業側の悪質性の高い内容を想定しております。

特定技能外国人材の引き抜きによって、業界内の雇用秩序の乱れや大都市圏への過度な集中、大企業への偏在が懸念されることから、引き抜き雇用の自粛をお願いしているところです（ただし、労働者側に転職の自由は認められるため、純粋に賃金や労働環境を比べて個人の意思で転職すること自体を引き留められるものではありません。）。

2. 特定産業分野・業務区分への該当性

（ご注意）日本標準産業分類の該当については、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）の入会審査時に確認させていただきます。

また、最終的に外国人が在留資格を得られるかは、各地方の出入国在留管理局への申請手続時に判断されます。

(1) 該当性判断の方法

（質問 2-1-1）受入れ可能な事業所であるかどうか分かりません。何をみて判断したらよいですか。

（回答 2-1-1）工業製品製造業分野については、日本標準産業分類に基づき該当性を確認していただく必要があります。以下 URL の「対象となる産業分類一覧」から、受入れを希望する事業所で製造している製造品を検索いただき、対象かどうか御確認ください。なお、該当の製造品は、直近 1 年間に「製造品出荷額等」が発生している必要がございます（該当性の確認は事業所毎に行いますので、事業所単位で御確認いただく必要がございます。）

対象となる産業分類一覧

<https://jaim-skill.or.jp/entry/classification/>

（質問 2-1-2）自事業所の日本標準産業分類に照らして特定技能外国人が従事可能な業務区分が何かわかりません。何をみて判断したらよいですか。

（回答 2-1-2）以下に「特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ」をまとめています（第 13 回製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会資料より抜粋）。こちらを参考に確認いただけると幸いです。

<https://www.jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/matrix.pdf>

(2) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性①

（質問 2-2）当社の主たる事業は、日本標準産業分類をもとにすると工業製品製造業分野に該当しますが、事業の一部で、工業製品製造業分野で受入れが認められる事業区分を扱っており、その売上があります。この場合、受入れが可能な特定産業分野に該当しますか。

（回答 2-2）主たる事業でなくても、工業製品製造業分野のうち受入れ可能な日本標準産業分類に該当した製造品の出荷額が発生している場合は、特定産業分野に該当する、と判断できます。ただし、特定技能外国人を受け入れられるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製品の製造工程のみとなりますので御注意ください。

(3) 日本標準産業分類上の産業分類と特定産業分野の関係性②

（質問 2-3）当社は塗装業です。機械部品の塗装を行っており加工賃収入があります。業務区分「機械金属加工」で受け入れることは可能ですか。

（回答 2-3）日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当する場合、当該工程において、特定技能外国人材を受け入れることが可能です。

(4) 新しい業務に従事させる場合の訓練や研修について（令和4年8月30日閣議決定）

（質問 2-4-1）日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を行うことで、複数の技能を要する業務に従事することが可能になりましたが（例：機械金属加工区分に含まれる技能「機械加工」、「仕上げ」、「溶接」等を要する業務に併せて従事可能になった）、このときの訓練や研修の実施項目や規定はありますか。

（回答 2-4-1）訓練や研修内容について定めた規定等はありません。事業所ごとに、必要に応じた訓練・研修を実施してください。特に、1号特定技能外国人材が技能実習を修了した職種とは異なる技能を要する業務に従事する等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む研修を実施する必要があります。

（質問 2-4-2）日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修について、実施した証明書や記録は必要ですか。また、特定技能外国人材本人へ研修実施済の証明書などを発行する必要はありますか。

（回答 2-4-2）雇用事業所の責任においてしっかりと訓練や研修を実施いただければ、訓練や研修の実施証明や記録は必要ありません。また、特定技能外国人材本人に向けた訓練及び研修実施証明書などの発行も不要です。

(5) 該当性判断の個別相談ケース①（めっきの該当事業所）

（質問 2-5-1）当社はめっき業です。機械部品のめっきを行っており加工賃収入があります。特定技能外国人材を受け入れることは可能でしょうか。また、どの業務区分で受け入れることが可能でしょうか。

（回答 2-5-1）日本標準産業分類の 2462 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2464 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）、2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）に該当する場合、当該工程において、特定技能外国人材を受け入れることが可能です。また、業務区分「金属表面処理」で受け入れることが可能です。

（質問 2-5-2）当社はめっき加工業です。製造品は、産業機械の部品以外でも制度に該当しますか。

（回答 2-5-2）日本標準産業分類に記載されているとおり、金属製品にめっきを行う事業所が該当します。産業機械に限らず、窓のサッシやアルミ食器などへのめっき加工についても対象となります。

（質問 2-5-3）製造工程でめっき後に、後加工があります。産業分類は 2462 溶融めっき業、2464 電気めっき業、2469 その他の金属表面処理業のいずれかに該当しますか。

（回答 2-5-3）後加工された製造品が、受入れ可能な日本標準産業分類に該当するか否かで判断されます。この場合は、めっきの産業分類ではなく、事業所から出荷される製造品が該当する産業分類を確認してください。

（質問 2-5-4）金属製品へのめっきにおいては、当該事業者が専業であることが条件となっておりますが、プラスチック製品へのめっきにおいても、同様に専業の事業者であることが条件です

か。

(回答 2-5-4) プラスチック製品製造業に該当する事業所であって、プラスチック成形に係る工程の他にめっき加工に係る工程を行っている場合であっても、当該工程において、特定技能外国人材を受け入れることは可能です。なお、特定技能外国人が従事する業務は、在留資格を得た業務区分に含まれる技能を要する業務であれば認められます。業務区分に含まれる技能は、質問 3-1 をご確認ください。

※めっき専業事業者で、プラスチック製品へめっきを施している場合はめっき業（日本標準産業分類 2462、2464 など）に該当し、かつ金属表面処理区分の外国人を受け入れ可能です。プラスチック製品の製造事業者で、対象の成形方法でプラスチック製品を製造し、更にめっきも施している場合は、プラスチック製品製造業（日本標準産業分類 18）に該当します。ただし、プラスチック成形の工程は機械金属加工区分又は電気電子機器組立て区分の外国人が、めっきの工程では金属表面処理区分の外国人が従事可能であるため、2つの業務区分に跨る点にご注意ください。

(6) 該当性判断の個別相談ケース②（プレス製品の溶接加工による組み立て）

(質問 2-6) 当社は自動車関係のプレス製品を製造した後、溶接加工により、組み立てを行っています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-6) 該当しません。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）における「プレス製品」及び「金属プレス製品」とは、金型を用いたプレス機にて、金属板を打ち抜き・加工した打ち放しの「自動車部品」や「機械部品」などの製品を指します。プレス製品を溶接加工により組み立てた製品は含まれません。例えば、プレス製品を溶接加工により組み合わせて自動車関係の製品を製造している場合、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

(7) 該当性判断の個別相談ケース③（自動車車体部品プレス）

(質問 2-7) 当社は自動車車体部品のプレスを行っています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-7) 自動車車体部品（ドアパネル、ボンネット等）であっても、スタンプ加工（プレス加工・機械仕上げをしないもの）は 245 金属素形材製品製造業（2451・2452）に該当しますが、スタンプ加工品（プレス加工品）が組み合わさった自動車車体部分品は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分類 31 輸送用機械器具は対象外となります）。

(8) 該当性判断の個別相談ケース④（自動車用シートフレームの製造）

(質問 2-8) 当社はプレス加工した製品を、溶接や機械加工等を施し、自動車用のシートフレームを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-8) 該当しません。245 金属素形材製品製造業（2451・2452）は自動車等の機械部品は打ち放しのプレス製品を対象としているため、溶接や機械加工等を施した製品の製造業は該当しません。シートフレームの製造業は、3113 自動車部分品・附属品製造業に該当すると判断します（中分

類 31 輸送用機械器具は対象外となります)。

(9) 該当性判断の個別相談ケース⑤（修理業における塗装、溶接等）

（質問 2-9）当社は中古の機械類を仕入れて、修理及び塗装を行っています。業務区分「機械金属加工」で受入れ可能ですか。

（回答 2-9）修理のための塗装や溶接、機械加工等での売上は修理料収入となり、修理業であるため対象外となります。ただし、申請事業者が PSE マーク（電気用品安全法）を取得している場合は、対象となる可能性がありますので、証明書類に記載をしてください。

(10) 該当性判断の個別相談ケース⑥（建設業における溶接）

（質問 2-10）当社は建設関連の会社です。現場での溶接作業で特定技能外国人の採用は可能ですか。

（回答 2-10）建設・建築（工事・据付）の代金は建設業収入に該当するため採用することはできません。

(11) 該当性判断の個別相談ケース⑦（板金加工の精密製品製造業の該当業種）

（質問 2-11）板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工する精密な製品を製造する事業は、特定技能制度の運用上、どのような日本標準産業分類に当てはまるでしょうか。

（回答 2-11）2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）に当てはまる可能性があります。なお、建設用・建築用の金属製品製造業などの用途に特化した製造業の場合、これに当てはまらない可能性もあるため留意が必要です。

(12) 該当性判断の個別相談ケース⑧（建築用・建設用の金属製品製造業の該当業種）

（質問 2-12）プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建設用の金属製品を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-12）製造品が、金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業や 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）は、自動車車体や機械部分品を製造する事業を指します。建築用や建築用の金属製品の製造業は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）や 2445 建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）に分類されます。

(13) 該当性判断の個別相談ケース⑨（建築用・建具用の金具類製造業の該当業種）

（質問 2-13）プレス機（板金設備を含む）を用いて薄い金属板を加工し、建築用や建具用の金具類を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-13）製造品が金属製サッシ・ドアの場合、2443 金属製サッシ・ドア製造業に当てはまる可能性があります。建築用・建具用の金具類の製造は、2429 その他の金物類製造業に分類されます。

（参考）2429 その他の金物類製造業

主として普通金物と呼ばれ他に分類されない種々の製品を製造する事業所をいう。主な製品

は、扇錠、組かぎ、戸車及びその他の建築用・建具用金具類、架線金物、自動車及びその他の輸送車両用の金具類、小箱、家具、トランク、スーツケース、袋物などの金具類、南京錠などである。ただし、主としてボルト、ナットを製造する事業所は小分類 248 [2481] に、くぎ、靴くぎなどを製造する事業所は小分類 247 [2471] に、機械刃物を製造する事業所は細分類 2422 に分類される。

(14) 該当性判断の個別相談ケース⑩（金属製サッシ・ドア製造業）

（質問 2-14-1）建物に使用するアルミのドア・サッシの製造をしています。日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。

（回答 2-14-1）該当します。2443 金属製サッシ・ドア製造業では「建築用の金属製サッシ、ドア」と記載されており、アルミやスチール、ステンレス製のサッシ・ドアなどの製造業が該当します。

（質問 2-14-2）サッシにガラスを取り付けて納品している場合、日本標準産業分類 2443 金属製サッシ・ドア製造業に該当しますか。

（回答 2-14-2）サッシにガラスを取り付ける作業のみでは、2443 金属製サッシ・ドア製造業には該当しません。

(15) 該当性判断の個別相談ケース⑪（階段・手摺り製造業の該当業種）

（質問 2-15）板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工により工場内の階段や手摺を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-15）該当しません。階段の製造は、2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）に分類されます。

（参考）2442 建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）

主として鉄骨以外の建設用の金属製品を製造する事業所をいう。主な製品は、鉄塔、鋼橋、貯蔵槽、金属柵、金属門、金属格子、鋼板 煙突、階段などである。

(16) 該当性判断の個別相談ケース⑫（ダクト製造業の該当業種）

（質問 2-16）板金設備（プレスブレーキやタレットパンチプレス等）を用いて薄い金属板を板金加工し、溶接加工によりダクトを製造しています。日本標準産業分類ではどれに該当するでしょうか。

（回答 2-16）ダクトの製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業に限り対象となるため、ダクトの製造は対象外となります。

(17) 該当性判断の個別相談ケース⑬（眼鏡フレーム製造業の該当業種）

（質問 2-17）プレス機（板金設備を含む）を用いて眼鏡のフレームを製造しています。日本標準産業分

類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-17) 該当しません。眼鏡のフレームの製造は、3297 眼鏡製造業（枠を含む）に分類されます。

(参考) 3297 眼鏡製造業（枠を含む）

主として眼鏡レンズの研磨を行う事業所及び眼鏡枠又は完成した眼鏡を製造する事業所をいう。個人の注文により眼鏡を調製する事業所は大分類 I－卸売業，小売業 [6082] に分類される。

○眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡枠製造業；眼鏡製造業； サングラス製造業 ×眼鏡店（個人の注文により調製するもの） [6082]

(18) 該当性判断の個別相談ケース⑭（調理用器具製造業の該当業種）

(質問 2-18) プレス機（板金設備を含む）を用いて鍋やフライパンを製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-18) 該当します。2451 アルミニウム・同合金プレス製品製造業及び 2452 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）では「調理用器具」と記載されており、プレス加工された鍋、フライパン、やかん、ボウル、ざるなどの製造業が該当します。なお、類似の製品であっても、製造方法がプレス加工ではない場合、対象となる分類が異なるため、留意が必要です。例えば、ざるの場合、金属線から製造する場合は 2479 その他の金属線製品製造業に分類されます。

(参考) 2479 その他の金属線製品製造業

主として他から受け入れた線（鉄，非鉄）から，又はその線を引いて，金網，蛇かご，ワイヤロープ，有刺鉄線，溶接棒などを製造する事業所をいう。主として線材からの一貫作業によって上記製品を製造する事業所は中分類 22 [2238] 又は中分類 23 [2331] に分類される。
○ざる製造業（受け入れた線によるもの）；ワイヤチェーン製造業（受け入れた線によるもの）；ビニル被覆鉄線製造業；溶接棒製造業；金網製造業（線材から一貫作業によらないもの）；ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によらないもの）

×木ねじ製造業 [2481]；P C 鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの） [2238]；金網製造業（線材から一貫作業によるもの） [2238]；ワイヤロープ製造業（線材から一貫作業によるもの） [2238]

(19) 該当性判断の個別相談ケース⑮（洋食器製造業の該当業種）

(質問 2-19) プレス機（板金設備を含む）を用いて洋食器を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

(回答 2-19) 該当しません。洋食器の製造は、2421 洋食器製造業に分類されます。

(参考) 2421 洋食器製造業

主として食卓用刃物及びその他の洋食器（貴金属製を除く）を製造する事業所をいう。

○食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業
×洋食器製造業（貴金属製品）[3219]

(20) 該当性判断の個別相談ケース⑩（金属製家具製造業の該当業種）

（質問 2-20）プレス機（板金設備を含む）を用いて家具の部品を製造し、溶接等により組み合わせることで金属製の家具を製造しています。日本標準産業分類 245 金属素形材製品製造業に該当しますか。

（回答 2-20）該当しません。金属製の家具の製造は、1312 金属製家具製造業に分類されます。なお、プレス加工により家具の部品を製造している場合、245 金属素形材製品製造業に分類される可能性があります。

（参考）1312 金属製家具製造業

主として金属製家具を製造する事業所をいう。主な製品は、机、テーブル、いす、ファイリングキャビネット、カードキャビネット、保管庫、書庫、戸棚などである。

○金属製家具製造業；キャビネット製造業（金属製のもの）；ロッカー製造業（金属製のもの）；いす製造業（金属製のもの）；ベッド製造業（金属製のもの）；テーブル製造業（金属製のもの）；保管庫・戸棚類製造業（金属製のもの、ノックダウン方式を含む）

×金庫・金庫室製造業 [2491]；プラスチック製家具製造業 [1399]；組スプリング製造業 [1313]

(21) 該当性判断の個別相談ケース⑪（積荷用の治具製造業の該当業種）

（質問 2-21）棒鋼を鍛造加工後に溶接を行い、積荷用の治具を製造しています。日本標準産業分類 2254 鍛工品製造業に該当しますか。

（回答 2-21）該当しません。2254 鍛工品製造業における「鍛工品」とは、熱した棒鋼等の金属材料に対して、ハンマやプレス機等により圧力を加え、金型の製品形状に成形した鍛造製品そのものを指します。鍛造加工後に溶接を施す製品を製造する事業は 2254 鍛工品製造業に該当しません。

(22) 該当性判断の個別相談ケース⑫（鋳鋼製造業における対象職種）

（質問 2-22）2253 鋳鋼製造業に該当する事業所です。工業製品製造業分野の業務区分に鋳造や鍛造の技能を含む業務区分はありますが、鋳鋼を含む業務区分がありません。特定技能制度の活用はできないのですか。

（回答 2-22）2253 鋳鋼製造業に該当している事業所であれば、鋳鋼製品の製造工程に存在する「機械加工」や「溶接」を含む機械金属加工区分での受入れが想定されます。

例えば、「機械加工」の職種により技能実習 2 号を修了した外国人材がいれば、所定の手続後、鋳鋼品製造工程における機械加工に従事することができますので御検討下さい。

(23) 該当性判断の個別相談ケース⑱（鋳物の賃加工）

（質問 2-23）当社は、鋳物を他社から受け入れて、機械加工の二次加工やバリ取り等の賃加工の事業を行っています。これらの事業は、2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業に該当しますか。

（回答 2-23）該当しません。2251 鋳鉄鋳物製造業や 2252 可鍛鋳鉄製造業は、鋳物そのものを製造する事業（鋳鉄を熔融し、それを鋳型に流し込み、鋳物を製造する事業）を指します。他社から鋳物そのものを製造する行為を依頼され、鋳物の製造代金を加工賃として受ける賃加工の事業は含まれますが、鋳物の機械加工やバリ取り等を行う行為は、鋳物そのものを製造するものでないことから、これらの日本標準産業分類には該当しません。なお、塗装作業においては、2461 金属製品塗装業として対象になる可能性があります。

(24) 該当性判断の個別相談ケース㉔（第 2 次製錬・精製業の該当業種）

（質問 2-24）当社は、鉛のくず等を処理し、鑄造工程により材料（インゴット）を製造しています。2352 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）に該当しますか。

（回答 2-24）該当しません。鉛を再生する作業を行う事業は 2321 鉛第 2 次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）に分類されます。インゴットのように金属材料として用いられる製品は鋳物製品に該当しません。

(25) 該当性判断の個別相談ケース㉕（コンクリート流込み用の型枠製造業の該当業種）

（質問 2-25）板金加工等によりコンクリート流込み用の型枠を製造しています。日本標準産業分類 2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業に該当しますか。

（回答 2-25）コンクリート流込み用の型枠の製造は、2446 製缶板金業に分類されます。ただし、本制度では 2446 製缶板金業は、高圧ガス溶接容器・バルク貯槽製造業に限り対象となるため、コンクリート流込み用の型枠製造は対象外です。

(26) 該当性判断の個別相談ケース㉖（金属熱処理業の該当性（塗装における乾燥工程））

（質問 2-26-1）当社は、塗装業を行っています。塗装工程において、温室等により乾燥を行う工程がありますが、本工程は 2465 金属熱処理業に該当しますか。

（回答 2-26-1）該当しません。2465 金属熱処理業は、工業炉等を用いて、金属製品の形状を変えることなく、金属の性質（組織）そのものに変化を加えるもので、一般熱処理（焼入れや焼きなまし等）や表面熱処理（高周波焼き入れや浸炭焼き入れ等）を行う事業を指します。単に、表面の塗装を乾燥させる工程は 2465 金属熱処理業には該当しません。塗装業の場合、2461 金属製品塗装業であれば該当します。

（質問 2-26-2）金属塗装前に金属加工や組み立てをしている場合も、日本標準産業分類 2461 金属製品塗装業に該当しますか。

（回答 2-26-2）主として他から受け入れた金属製品に塗装を行い、塗装のみによる加工収入がある場合には 2461 金属製品塗装業に該当しますが、自らが金属加工、組み立てを行った製品への塗装

を行っている場合は 2461 金属製品塗装業に該当しません。

(27) 該当性判断の個別相談ケース⑳ (熱処理工程の内製)

(質問 2-27) 当社は、切削加工により機械部品の製造を行っています。機械部品の製造工程においては、切削加工後の機械部品に対して熱処理加工を行うことにより付加価値を付けています。この場合、熱処理加工部分は、2465 金属熱処理業に該当しますか。

(回答 2-27) 該当しません。2465 金属熱処理業は、「他から受け入れた金属製品、機械部分品の焼入れ、焼なましなどの熱処理を行う事業所」とされているとおり、他社から受け入れた製品に対し、熱処理を行う事業を指します。内製化の場合、熱処理を行う対象は、自社で製造した機械部品について、付加価値を付けるために当該製品の製造工程の一つとして熱処理加工を行っているものであるため、2465 金属熱処理業には該当しません。

(28) 該当性判断の個別相談ケース㉑ (プラスチック製品製造業)

(質問 2-28-1) 当社はプラスチック製品製造業です。各種プラスチック製品を製造しております。「プラスチック成形」で受け入れることは可能ですか。

(回答 2-28-1) 日本標準産業分類の中分類 18 プラスチック製品製造業に該当する製造品を、以下の成形方法により製造している場合、受入れ可能です。

- ・プラスチック成形 (うち、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形)
- ・強化プラスチック成形 (うち、手積み積層成形)

その他、分類の説明にあるように、プラスチック製歯車を製造する事業所は中分類 25ーはん用機械器具製造業、プラスチック製計量器を製造する事業所は中分類 27ー業務用機械器具製造業、また、プラスチック製ボビンを製造している事業所は、26ー生産用機械器具製造業として、受入れ可能です。

製造品によって[日本標準産業分類 \(令和 5 年 7 月版\)](#) が異なりますので、対象となる産業分類一覧を御確認ください。

(質問 2-28-2) ビニールハウスの廃材を材料にして、プラスチック成型でペレットを製造しています。日本標準産業分類の 1852 廃プラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-2) 1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-3) プラスチックでラミネート加工をする事業者です。18 プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-28-3) 主としてプラスチックフィルム・シート等を元に各種加工を行っている場合、1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に該当します。なお、主として購入し又は委託された紙に、ろう、油、プラスチックなどを塗装、浸透又は積層加工を行いラミネート紙

を製造する場合、1431 塗工紙製造業に分類される可能性があります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-4) プラスチックで食品用容器・包装資材を製造しています。プラスチック製品製造業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-28-4) 製造品がプラスチック製の容器の場合は 1892 プラスチック製容器製造業に、包装資材の場合は 1897 他に分類されないプラスチック製品製造業に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-5) プラスチックで自動車部品を製造しています。1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-5) 1832 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）に該当します。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-6) プラスチックの原料の製造をしています。1851 プラスチック成形材料製造業に該当しますか。

(回答 2-28-6) 主として、プラスチックに充てん剤の配合等を行い成形材料を製造する場合、1851 プラスチック成形材料製造業に該当します。なお、主としてポリエチレン等のプラスチックを粉末、粒状等の形で製造する場合は 1635 プラスチック製造業に該当するため、対象外となります。

受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、質問 2-28-1 を御確認願います。

(質問 2-28-7) プラスチック製の眼鏡、サングラス等の製造はプラスチック製品製造業に該当しますか。

(回答 2-28-7) プラスチック製の眼鏡・サングラスは、プラスチック製品製造業に該当しません。3297 眼鏡製造業（枠を含む）に該当します。

(29) 該当性判断の個別相談ケース②⑤（研磨業）

(質問 2-29) 当社は、産業機械部品を研磨加工している研磨業です。2469 その他の金属表面処理業に

該当しますか。

(回答 2-29) 研磨加工のみでは、製造業に該当しません。2469 その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。）の場合、括弧内にあるアルミニウム陽極酸化処理業のみが受入れ可能です。それ以外は受け入れることができません。日本標準産業分類の内容と異なりますので御注意ください。

(30) 該当性判断の個別相談ケース②⑥（ちゅう房機器の部分品製造）

（質問 2-30）家庭用炊飯器や電子レンジの部分品を製造して出荷しています。出荷後に、他の事業所で本体と組み合わせて商品となりますが、部品製造でも 2931 ちゅう房機器製造業に該当しますか。

（回答 2-30）該当します。部分品のみの製造であっても、その部品が本体となる製造品に必要な部品であると認められれば、該当します。

(31) 該当性判断の個別相談ケース②⑦（鉄骨製造業）

（質問 2-31-1）建設現場で鉄骨の溶接をしています。2441 鉄骨製造業に該当しますか。

（回答 2-31-1）該当しません。2441 鉄骨製造業は、工場内で鋼材を加工、溶接等をして鉄骨を製造した上で建設現場等に出荷する事業を指し、事業所内で鋼材の溶接等を行う場合は該当しますが、出荷された鉄骨を建設現場で溶接する作業の場合は該当しません。

（質問 2-31-2）「鉄骨の加工・仕上げ」を行っている鉄骨製造における一部の加工工程や、最後の仕上げのみを行っている場合、日本標準産業分類 2441 鉄骨製造業に該当しますか。

（回答 2-31-2）該当しません。鋼材の切断、孔あけ等の鉄骨製造における一次加工を行う場合は、2291 鉄鋼シャースリット業に該当します。

(32) 該当性判断の個別相談ケース②⑧（鋼管製造業）

（質問 2-32）車のパイプ製造は日本標準産業分類 2234 鋼管製造業に該当しますか。

（回答 2-32）車のパイプは自動車用部品になるため、2234 鋼管製造業には該当しません。

(33) 該当性判断の個別相談ケース②⑨（工業包装）

（質問 2-33）段ボールの工業包装を行っています。紙器・段ボール箱製造業の対象になりますか。

（回答 2-33）該当しません。段ボール箱の製造は行わず、工業包装のみを行っている場合は、484 こん包業に該当します。なお、484 こん包業は、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

(34) 該当性判断の個別相談ケース③⑩（コンクリート製品製造業）

（質問 2-34-1）建築用の壁や柱をコンクリートで製造しています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

（回答 2-34-1）コンクリート製品として建築用の壁や柱を製造している場合、2123 コンクリート製品製

造業に該当します。なお、生コンクリートを製造している場合は、2122 生コンクリート製造業に該当するため、対象外となります。

(質問 2-34-2) コンクリート製品に対する金属加工をしています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-34-2) 該当しません。2123 コンクリート製品製造業は、コンクリート製品を製造する事業所を対象としているため、コンクリート製品の製造も行っている場合は該当しますが、金属加工のみを行っている場合は該当しません。

(質問 2-34-3) 生コンクリートの製造をしています。2123 コンクリート製品製造業に該当しますか。

(回答 2-34-3) 該当しません。生コンクリートの製造は 2122 生コンクリート製造業に分類されるため、対象外となります。

(35) 該当性判断の個別相談ケース③① (陶磁器製品製造業)

(質問 2-35) セラミックス製の食器を製造しています。2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当しますか。

(回答 2-35) 「機械ろくろ成形」、「圧力鋳込み成形」及び「パッド印刷」のいずれかの作業によりセラミックス製の食器を製造する場合、2142 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業に該当します。

(36) 該当性判断の個別相談ケース③② (繊維工業)

(質問 2-36-1) カーペット、カーテン、布団、ホテルリネンのクロスを製造しています。繊維工業のいずれかに該当しますか

(回答 2-36-1) 羊毛、レーヨン、スフ、合成繊維、硬質麻類繊維などの繊維で、じゅうたん、だん通又はその他の繊維製の床敷物を製造する場合、1193 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業に、購入した織物又はレース地（ドロンワーク、カットワークなどを含む）などからカーテン及びどん帳、テーブル掛、テーブルセンター、ドイリー、ナプキン、旗、のぼり、引幕、脚はん（ゲートル、スパッツなど）、そのほか他に分類されない縫製雑品を製造する場合、1199 他に分類されない繊維製品製造業に、布団（掛布団、敷布団、座布団）、夜着、寝具用カバーなどを製造する場合、1191 寝具製造業に該当すると思われ、受入れ可能となる見込みですが、実際には協議会入会手続き時に判断させていただきます。

(質問 2-36-2) 雨合羽の製造をしている事業者です。塩化ビニール製のプラスチックを縫い付ける作業をしており、技能実習生は紳士服で受入れています。この場合、繊維工業のいずれかに該当しますか。

(回答 2-36-2) 雨合羽製造につきましては、日本標準産業分類 1161 織物製成人男子・少年服製造業の中でレインコートの製造も含まれておりますので、繊維工業には該当しております。当該技能実習生が、紳士服製造で良好に終了されているなら、紳士服製造は移行対象職種に該当しておりますので、特定技能への移行は可能です。

(質問 2-36-3) 日本標準産業分類 1152 漁網製造業の事業者ですが、繊維工業で特定技能の受入れは可能ですか。

(回答 2-36-3) 1152 漁網製造業は日本標準産業分類では繊維工業に該当しておりますが、技能実習において移行対象職種に該当していないため、特定技能への移行ができません。1185 手袋製造業も同様です。

(37) 該当性判断の個別相談ケース③ (金属製品塗装業)

(質問 2-37-1) 船体の塗装をしています。2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-37-1) 該当しません。船体の塗装は、0771 船体塗装業や 3131 船体製造・修理業等に該当します。ただし、船舶部分品の塗装を行っている場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

(質問 2-37-2) 自動車の車体や、修理が必要な車や中古車の車体、部品の塗装を行っています。2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-37-2) 該当しません。自らが製造した自動車の車体への塗装は、31 輸送用機械器具製造業に該当し、また、修理が必要な車や中古車の車体への塗装は、8919 その他の自動車整備業（自動車再塗装業）に該当します。ただし、自動車の車体や自動車部品が、2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合は、2461 金属製品塗装業に分類される可能性があります。

(質問 2-37-3) 建物資材を塗装する事業者です。2461 金属製品塗装業に該当しますか。

(回答 2-37-3) 建物資材が 2461 金属製品塗装業の定義における「主として他から受け入れた金属製品」である場合、2461 金属製品塗装業に該当します。

(38) 該当性判断の個別相談ケース④ (RPF 製造業)

(質問 2-38) 固形燃料を製造しています。3299 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF 製造業に限る。）に該当しますか。

(回答 2-38) 3299 他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF 製造業に限る。）は、対象の固形燃料を RPF に限っているため、RPF ではない固形燃料の場合は対象外となります。

(39) 該当性判断の個別相談ケース⑤ (印刷・同関連業)

(質問 2-39) プラスチック製の袋への印刷をする業者です。1513 紙以外の印刷業に該当しますか。

(回答 2-39) プラスチックフィルムへ印刷する場合、1513 紙以外の印刷業に該当します。なお、プラスチック製袋の製造は 1821 プラスチックフィルム製造業もしくは 1825 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業に分類される可能性がありますが、受入れが可能になるためには、事業所が日本標準産業分類の中分類 18 に該当することに加えて、特定技能外国人が主として従事する業務が、制度対象の成形方法である必要があります。対象の成形方法については、

質問（2-28-1）を御確認願います。

(40) 該当性判断の個別相談ケース③⑥（こん包業）

（質問 2-40）製造品はなく、こん包のみを行う事業者です。484 こん包業に該当しますか。

（回答 2-40）こん包のみの場合でも 484 こん包業に該当します。また、組立て・外装等を行わない場合は、4841－こん包業（組立こん包業を除く）に該当します。なお、484 こん包業は、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会にかかる上乗せ要件等として日本梱包工業組合連合会に所属していることが必要です。

(41) 該当性判断の個別相談ケース③⑦（パルプ製造業）

（質問 2-41）日本標準産業分類 1411 パルプ製造業で一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）に加入できた際は、紙製造の作業は可能ですか。

（回答 2-41）以下の 2 つを満たす場合には、特定技能制度の対象となる可能性があります。

- ・外国人が特定技能雇用契約に基づき活動を行う事業所が日本標準産業分類の小分類 144 紙製品製造業を行っており
- ・かつ外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する

なお、紙製造の作業へ従事することは認められていません。

3. 技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ

(1) 技能実習の職種と特定技能 1 号の業務区分との関係

(質問 3-1) 技能実習 2 号を修了した職種からの移行が認められた業務区分で特定技能 1 号を取得した場合、他の業務区分の技能を要する業務に従事することは可能ですか。

(回答 3-1) 在留資格を得た業務区分に含まれる技能を要する業務であれば認められます。ただし、当該区分に含まれない技能を要する業務への従事を希望する場合は、希望する技能を含む製造分野特定技能 1 号技能評価試験に合格することが必要です。

(参考：業務区分と技能)

- ① 機械金属加工（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、仕上げ、プラスチック成形、機械検査、機械保全、電気機器組立て、塗装、溶接、工業包装、金属熱処理、強化プラスチック成形）
- ② 電気電子機器組立て（機械加工、仕上げ、プラスチック成形、プリント配線板製造、電子機器組立て、電気機器組立て、機械検査、機械保全、工業包装、強化プラスチック成形）
- ③ 金属表面処理（めっき、アルミニウム陽極酸化処理）
- ④ 紙器・段ボール箱製造（紙器・段ボール箱製造）
- ⑤ コンクリート製品製造（コンクリート製品製造）
- ⑥ RPF 製造（RPF 製造）
- ⑦ 陶磁器製品製造（陶磁器工業製品製造）
- ⑧ 印刷・製本（印刷、製本）
- ⑨ 繊維製品製造（紡績運転、織布運転、染色、ニット製品製造、たて編ニット生地製造、カーペット製造）
- ⑩ 縫製（婦人子供服製造、紳士服製造、下着類製造、寝具製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製）

(2) 技能実習の作業と特定技能 1 号の関係

(質問 3-2-1) 技能実習では【職種：プラスチック成形】のブロー成形作業を行っていました。特定技能 1 号では、技能実習 2 号の他の作業（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形）も行うことは可能ですか。

(回答 3-2-1) 可能です。「プラスチック成形」で技能実習 2 号を良好に修了した場合、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の特定技能 1 号への移行が可能となり、区分の範囲内の技能を要する業務であれば従事することが可能です（詳細は質問 4-1 を御参照下さい）。

なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、御注意願います。

(質問 3-2-2) 技能実習では、【職種：強化プラスチック成形】の手積み積層成形作業を行っていました。特定技能に移行する場合、試験は必要ないですか。

(回答 3-2-2) 「強化プラスチック成形」で技能実習 2 号を良好に修了した場合、機械金属加工区分又は電

気電子機器組立て区分の特定技能 1 号への移行が可能となります。

(質問 3-2-3) 技能実習では【職種：機械加工】の普通旋盤作業を行っていました。特定技能 1 号では、研削盤作業を行うことは可能ですか。

(回答 3-2-3) 可能です。「機械加工」で技能実習 2 号を良好に修了した場合、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の特定技能 1 号への移行が可能となり、区分の範囲内の技能を要する業務であれば従事することが可能です（詳細は質問 4-1 を御参照下さい）。

なお、特定技能制度と技能実習制度は別の制度であり、特定技能外国人が従事できる業務は、技能実習生の従事できる業務とは別個に定められていますので、御注意願います。

(3) 「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断する要件

(質問 3-3) どのような要件を満たせば「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-3) 以下の 1) と、2-1) または 2-2) の要件を満たす必要があります。

1) 技能実習 2 年 10 か月以上の修了

2-1) 技能検定 3 級若しくは相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

2-2) 「評価調書」に基づき、技能実習 2 号を良好に修了したと認められること

ただし、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合、かつ、過去 1 年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていない場合は 2-1) に係る合格証書及び 2-2) に係る「評価調書」の提出を省略できます。詳細については最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

(4) 旧「研修・技能実習制度」修了者の扱い

(質問 3-4) 旧「研修・技能実習制度」の下で、2000 年代前半に当社で 3 年間の技能実習を修了した、元技能実習生を採用したい場合、「技能実習ルート」での受入れは可能ですか。

(回答 3-4) 「技能実習 2 号を修了した者」には、研修・技能実習制度（1993 年～2010 年）下の「特定活動」の技能実習生も含まれます。

(5) 2 年 10 か月未満での技能実習修了者の扱い

(質問 3-5) 技能実習 2 号として在留時、技能検定 3 級を取得し、3 年を待たず 2 年 6 か月で帰国した元技能実習生を特定技能 1 号に移行する場合、「技能実習 2 号を良好に修了した」と判断されますか。

(回答 3-5) 技能実習を 2 年 10 か月以上修了することが必須要件になっています。そのため、日本語試験及び特定技能 1 号評価試験免除には該当せず、特定技能外国人として受け入れるには、日本語試験、特定技能 1 号評価試験のどちらも合格が必要です。

(6) 「評価調書」を準備できない場合の対応

(質問 3-6) 他社で技能実習を行った技能実習修了者の受入れを希望していますが、元実習実施先から協力が得られず、実習中の出勤状況や生活態度等を記載した評価調書が作成できませ

ん。

(回答 3-6) 以下の 2 点を提出することで、地方出入国在留管理官署から、技能実習 2 号を良好に修了したか否か総合的に評価することも可能です。

1) 「評価調書」を提出することができないことの経緯を説明する理由書 (任意様式)。

2) 「評価調書」に代わる文書 (例えば、当時の技能実習指導員等の当該外国人の実習状況を知り得る立場にある者が作成した技能実習の実施状況を説明する文書 (任意様式))。

詳細については最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

(7) 一時帰国の必要有無

(質問 3-7) 技能実習 2 号から特定技能へ移行する際、一時帰国しなければならないのですか。

(回答 3-7) 技能実習 2 号を修了した外国人が特定技能へ移行する際、一時帰国することは法令上の要件とはなっていません。

(8) 技能実習中の移行可否

(質問 3-8) 現在、技能実習 3 号の実習中です。特定技能 1 号への移行は可能ですか。

(回答 3-8) 技能実習中の移行はできません。技能実習 3 号を修了してから可能となります。

(9) 技能実習修了職種以外への従事

(質問 3-9) 技能実習 2 号を修了後、特定技能 1 号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合、両方の業務区分に携わることは可能ですか。

(回答 3-9) 製造分野特定技能 1 号評価試験に合格した業務区分にも従事することが可能です。

なお、令和 4 年 8 月の制度改正により 1 つの業務区分で従事できる業務の幅が広がりました。

4. 業務範囲について

(1) 作業内容

(質問 4-1) 特定技能外国人が従事する業務内容について教えてください。

(回答 4-1) 特定技能外国人の受入れに関する運用要領<別紙 4>に、業務区分別に記載しています。

例) 機械金属加工：指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004944.pdf>

また、分野別運用要領に記載されているとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます。

- ①原材料・部品の調達・搬送作業、②前後工程作業、③クレーン・フォークリフト等運転作業、④清掃・保守管理作業

(2) 複数の製造ライン時の対応

(質問 4-2-1) 製造ラインで、受入れ対象の日本標準産業分類に該当するものと該当しないものを製造しています。受入れ対象の日本標準産業分類で特定技能外国人を受け入れた場合、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない製造品の製造作業に携わることは可能ですか。

(回答 4-2-1) 同じ事業所／製造ライン内であっても、受入れ対象の日本標準産業分類に該当しない業務に従事することはできません。

(質問 4-2-2) 受入れ対象の日本標準産業分類に該当する製造品が複数あります。そのうち一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）には、一つの製造品しか届け出ていません。受入れ対象の日本標準産業分類に該当することが分かっているならば、特定技能外国人が製造作業に携わっても良いのでしょうか。

(回答 4-2-2) 製造品が受入れ対象の日本標準産業分類に該当するか否かは、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）が判断します。既に入会が認められているものと同じような製造品であっても、新たな製造品のラインに従事させる場合は、申請をしてください。なお、特定技能外国人の作業は、同じ業務区分内であれば従事させることが可能です。

(質問 4-2-3) 日本標準産業分類 144 紙製品製造業・145 紙製容器製造業に該当する事業者ですが、その工程に印刷工程がある為、印刷・同関連業の上乗せ要件である団体へ加入しようとしたところ、対象でないとのことでした。144・145 で入会した場合に、特定技能を印刷工程に従事させることは可能ですか。

(回答 4-2-3) 外国人が従事する業務区分が紙器・段ボール箱製造区分に該当し、紙器・段ボール箱製造のうち印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造の技能を用いて従事する場合には、特定技能制度の対象となる可能性があります。なお、当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務にご質問の工程が含まれる場合は、特定技能外国人も当該工程に付随的に従事することが出来ます。ただし、もっぱら当該工程にのみ従事することは認められません。

(3) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い①

(質問 4-3) 自動車部品と生産用機械部品の製造ラインがあり、日本人は交代で双方のラインでの作業に従事しています。同じ職場の日本人と同様、交代で作業することは可能ですか。

(回答 4-3) 特定技能外国人が従事できるのは、受入れ可能な日本標準産業分類に該当する製造品のラインのみとなるため、生産用機械部品の製造ラインでしか働くことができません（自動車部品は中分類 31 輸送用機械器具に該当し対象外）。

(4) 日本人従業員が通常従事する関連業務の扱い②

(質問 4-4) 現在、技能実習 2 号が【溶接】職種で従事しています。技能実習 2 号を良好に修了した後、特定技能 1 号では「溶接」を中心に従事してほしいと思いますが、当事業所で「溶接」をしている他の日本人従業員は、通常「機械加工」にも従事しています。この場合、同じように「機械加工」にも従事させて良いですか。

(回答 4-4) 「溶接」職種の技能実習 2 号を良好に修了した場合、特定技能 1 号では「機械金属加工」の業務区分に移行することができます。この「機械金属加工」の区分内の技能に該当するため、日本人従業員同様に「機械加工」や「仕上げ」の技能を要する業務に従事させることが可能です。ただし、新しい技能を要する業務に従事させる場合には、労働災害を防止するため、日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を実施しなければなりません。

なお、主に従事する業務と併せて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原材料・部品の調達・搬送作業等）に付随的に従事することも差し支えありません。

(5) 異動の可否

(質問 4-5) 関連会社への異動は可能ですか。

(回答 4-5) 特定技能外国人と雇用契約を結んでいない関連会社等の他社、他社事業所への異動は認められておりません。

(6) 出張の可否

(質問 4-6-1) 特定技能外国人材が国内出張することは可能ですか。

(回答 4-6-1) 下記、1) ,2) をともに満たす場合、国内出張が可能です。

1) 地方出入国在留管理官署との関係

特定技能外国人の受入れにあたっては、地方出入国在留管理官署への在留諸申請に際して、「雇用条件書」で就業の場所を記載する必要があり、原則として、特定技能外国人は申請が受理された場所でのみ就業が可能です。ただし、出張等、「雇用条件書」で示された場所以外での就業を希望する場合「特定技能雇用契約の変更に係る届出書」を申請し、受理されれば就業が可能になります。

2) 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）との関係

出張先の事業所（工場）も、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）賛助会員とな

っており、特定技能外国人が就労可能な業務に従事できることが必要です。

(質問 4-6-2) 特定技能外国人材が海外出張することは可能ですか。

(回答 4-6-2) 「みなし出国」の手続をしていただければ可能です。海外における活動は、特定技能制度の範囲外の活動であるため、出張先の事業所（海外工場等）による一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）への入会も不要です。

5. 請負契約について

(1) 請負契約での受入れ

(質問 5-1) 構内請負を行っております。特定技能制度の利用は可能でしょうか。

(回答 5-1) 工業製品製造業分野において、条件を満たしていれば請負での受入れが可能です。請負会社が工業製品製造業分野に該当する（製造品出荷額が発生している）こと、業務区分が該当すること、直接雇用契約を結んでいること、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）の賛助会員であること、派遣契約ではないことが条件です（＊製造業では派遣契約は認められておりません）。

提出が必要な証明書類は、届け出る日本標準産業分類によって異なります。以下 URL の【書き方見本ファイル】を御確認の上、作成をお願いいたします。

○11 繊維工業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11.pdf

○繊維工業_人権基準認証手続中の代替書類

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_11_02.pdf

○15 印刷・同関連業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_15.pdf

○18 プラスチック製品製造業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_18.pdf

○484 こん包業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_484.pdf

○2462・2464・2469 めっき業・金属表面処理業への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_2462-2464-2469.pdf

○その他の日本標準産業分類への申請

https://jaim-skill.or.jp/assets/files/entry/sample_other.pdf

6. 特定技能 2 号について（制度全般、実務経験に関する内容）

(1) 制度全般

（質問 6-1-1）特定技能 2 号については、特定技能 1 号のような通算の在留期間の上限が設けられていませんが、実質的に永住者と同じということですか。

（回答 6-1-1）特定技能 2 号は、専門的・技術的分野の在留資格である「技能」や「技術・人文知識・国際業務」等と同様、一定期間ごとに在留期間の更新が必要であり、退職等により特定技能 2 号の活動を終了した場合は更新が認められません。この点、在留期間の更新の必要がなく、本邦での活動内容に制限のない永住者とは異なります。

なお、退職等の後、新たな企業に就職する場合や他の在留資格に該当する活動を行う場合は、在留資格の変更が許可される可能性があります。

（質問 6-1-2）特定技能 2 号は、要件を満たせば家族の帯同が可能とのことですが、具体的にどのような要件が必要ですか。

（回答 6-1-2）特定技能 2 号の方が扶養する家族（配偶者、子）は、在留資格「家族滞在」による在留が認められます。

要件等については、最寄りの地方出入国在留管理官署にお問い合わせください。

（御参考）在留資格「家族滞在」

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/dependent.html>

（質問 6-1-3）特定技能 2 号でも、各種届出や定期面談は必要ですか。

（回答 6-1-3）特定技能 2 号の方は、受入れ機関又は登録支援機関による支援の実施が義務とはなっていないため、定期面談及び定期の「支援実施状況に係る届出」の提出は不要です。

一方で、出入国在留管理庁長官に対する随時の各種届出及び定期の「受入れ活動状況に係る届出」は、特定技能 1 号の際と同様に必要です。

(2) 実務経験について

（質問 6-2-1）「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験」について、具体的に教えてください。

（回答 6-2-1）「日本国内に拠点を持つ企業」とは、日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいいます。また、「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。

（質問 6-2-2）特定技能の対象になっていない製造業（輸送用機械器具製造業など）での従事経験も実務経験の対象になりますか。

（回答 6-2-2）輸送用機械器具製造業など、特定技能の制度対象になっていない製造業における経験も、

「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

(質問 6-2-3) 飲食料品製造業での従事経験も実務経験の対象になりますか。

(回答 6-2-3) 飲食料品製造業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

(質問 6-2-4) 造船業で鉄工や溶接に従事した経験も実務経験の対象になりますか。

(回答 6-2-4) 日本標準産業分類 313 (船舶製造・修理業, 舶用機関製造業) に該当する事業所における経験は、「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

(質問 6-2-5) 技能実習生としての従事経験も実務経験の対象になりますか。また、技能実習 1 号の最初の監理団体による研修期間や、一時帰国していた期間も実務経験年数に含まれますか。

(回答 6-2-5) 技能実習生として「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場」に従事していた期間も、実務経験に含まれます。

また、業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

(質問 6-2-6) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が違う場合でも、特定技能 1 号での従事経験は実務経験として認められますか。

(回答 6-2-6) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が異なる場合であっても、「製造業」の現場における実務経験が 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 6-2-7) 同一企業における実務経験が 3 年以上ではなく、複数企業での実務経験を合算すると 3 年以上となる場合でも認められますか。

(回答 6-2-7) 必ずしも同一企業である必要はありません。複数企業で業務に従事している場合でも、製造業の現場における実務経験が合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 6-2-8) 技能実習 1 号修了後に特定技能 1 号に移行した場合で、技能実習 1 号と特定技能 1 号で業種が異なる場合でも、両方の従事経験を合算して 3 年以上となる場合には認められますか。

(回答 6-2-8) 違う業種に転職したとしても、両方とも製造業である場合には、両方の実務経験を合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 6-2-9) 3 年間の「就労」ではなく、「在籍」(休職期間や帰国期間を含める)でも認められますか。

(回答 6-2-9) 業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

(質問 6-2-10) 現在特定技能で雇用している外国人、または、以前特定技能として雇用していた外国人

から実務経験証明書の記載を求められた場合、作成義務はありますか。

(回答 6-2-10) 退職者も含めて、特定技能外国人として雇用していた場合、出入国在留管理庁の告示（上乘せ基準告示）にて、本人からの求めに応じて、実務経験証明書の作成について定められた条文がありますので、御対応をお願いいたします。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416541.pdf>

(第三条第四項)

特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。

(質問 6-2-11) 実務経験証明書の有効期限はありますか。

(回答 6-2-11) 過去の就業期間について証明する書類のため、特に期限を設けてはおりません。

(質問 6-2-12) 実務経験証明書には、就業した会社すべてを記さなければいけませんか。

(回答 6-2-12) 「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務」の就業期間が合計 3 年以上あることを証明していただくものですので、社数は問いません。

(質問 6-2-13) 実務経験証明書の署名は誰が署名すればよいのでしょうか。

(回答 6-2-13) 基本的には、申込時点で所属している事業所の方が、合計就業期間が 3 年を満たしていることを確認のうえ署名をお願いします。

役職などは問いませんが、当証明書の作成責任者となりうる立場の方が、署名をお願いします。事務局から必要に応じて問合せをさせていただく場合があります。

なお、現在、製造業の事業所に所属していない方については、直近で所属していた製造業の事業所の方において合計就業期間が 3 年を満たしていることを確認のうえ署名をお願いします。

7. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能 1 号と 2 号に共通する内容）

(1) 試験日程

（質問 7-1）試験日程・開催場所は決まっていますか。

（回答 7-1）最新の試験日程・開催場所は製造業における特定技能外国人材制度ポータルサイト、プロメトリックの HP にて随時情報更新をしています。

特定技能評価試験：

<https://www.sswm.go.jp/exam/>

特定技能 1 号評価試験

<https://www.sswm.go.jp/exam/about-ssw1/>

特定技能 2 号評価試験

<https://www.sswm.go.jp/exam/about-ssw2/>

プロメトリック 製造分野特定技能試験サイト

特定技能 1 号評価試験：https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/17

特定技能 2 号評価試験：https://www.prometric-jp.com/ssw/test_list/archives/18

(2) 受験資格

（質問 7-2）特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

（回答 7-2）受験資格者は、令和 2 年 4 月 1 日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満 17 歳以上の外国人（ただし、インドネシア国籍の方は満 18 歳以上）であり、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。なお、国籍を問わず、日本上陸時点では 18 歳以上であることが必須です。

また、製造分野特定技能 2 号評価試験の受験に当たっては、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験を有すること」が試験の申込時に必要となります。実務経験につきましては、質問・回答 6-2-1～6-2-13 も御覧ください。

(3) 合否等

（質問 7-3-1）合否はいつ分かりますか。

（回答 7-3-1）試験結果は、プロメトリックのマイページの「結果通知書」にて確認できます。受験翌日から 5 営業日以内に確認可能で、E メールでの結果通知は行いません。

（質問 7-3-2）合否は試験画面で表示されますか。

（回答 7-3-2）試験結果は、試験会場のパソコン上では表示されません。受験翌日から 5 営業日以内にプロメトリックのマイページから確認できます。

(質問 7-3-3) 合格したあとの手続はどうなりますか。

(回答 7-3-3) 合格証明書は、特定技能外国人人材制度ポータルサイトから証明書の発行申請を行ってください。下記の申込ページを御覧ください。

合格証明書の発行手続

特定技能 1 号評価試験：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html

特定技能 2 号評価試験：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html

(質問 7-3-4) 合格しなかった理由を教えてください。

(回答 7-3-4) 可否の問い合わせには応じられません。

(質問 7-3-5) 再試験はありますか。

(回答 7-3-5) ありません。次の回以降で受験申込をしてください。

(質問 7-3-6) 試験に合格しなかった場合、同一回の試験期間中に、同じ試験区分の試験を複数回受験できますか。

(回答 7-3-6) できません。試験日の翌日より起算して 45 日間は同じ試験を受けることができませんので、次の回までお待ちください。

(質問 7-3-7) 受験回数に制限はありますか。

(回答 7-3-7) ありません。

(質問 7-3-8) 合格した試験を再度受験することはできますか。

(回答 7-3-8) できません。

(4) 合格証明書

(質問 7-4-1) プロメトリックの結果通知書は、合格証明書になりますか。

(回答 7-4-1) 結果通知書は、本人の結果確認用です。合格した方が在留諸申請時に添付する「合格証明書」とは異なります。

(質問 7-4-2) 合格証明書発行手数料の領収書を発行してもらえますか。

(回答 7-4-2) 領収書は発行していません。御契約のクレジットカード会社が発行する御利用明細書をもって領収書に代えさせていただきます。

(5) サンプル問題・学習用参考資料

(質問 7-5) 試験のサンプル問題・テキストはありますか。

(回答 7-5) 特定技能 1 号評価試験についてはサンプル問題を、特定技能 2 号評価試験については学習用参考資料を掲載しています。なお、試験区分ごとにサンプル問題・学習用参考資料は異なります。受験予定の試験区分を御覧ください。

サンプル問題（特定技能 1 号評価試験）、学習用参考資料（特定技能 2 号評価試験）：

<https://www.sswm.go.jp/exam/materials/#ssw1>

(6) 受験の申込み

(質問 7-6-1) 団体申込みは可能ですか。

(回答 7-6-1) 開催国によって、可能な場合があります。詳しくはプロメトリック試験サイトを御参照下さい。

(質問 7-6-2) 登録に使用したメールアドレスを別の受験者の登録にも使えますか。

(回答 7-6-2) 受験者単位でのメールアドレスを御準備ください。

一つのメールアドレスを複数の受験者の登録に使用することはできません。

8. 製造分野特定技能 1 号評価試験等について

(1) 工業製品製造業分野以外の技能実習修了者の扱い

(質問 8-1) 工業製品製造業分野以外の職種・作業で、技能実習 2 号を良好に修了している場合でも、日本語試験に合格する必要がありますか。

(回答 8-1) 工業製品製造業分野以外の職種・作業（宿泊を除く。）で技能実習 2 号を良好に修了している場合、職種・作業の種類にかかわらず、技能実習生として良好に 3 年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、日本語試験が免除されます。その場合でも、別途、工業製品製造業分野において相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有しているかを確認するための製造分野特定技能 1 号評価試験の合格が必要となります。

(2) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能を選択した場合の従事可能な業務区分について

(質問 8-2-1) 複数の業務区分で共通して対象となっている技能について、ある試験区分で合格してその業務区分で従事している場合でも、他の業務区分で従事するためには、改めてその試験区分で合格する必要がありますか。例えば、「機械金属加工」と「電気電子機器組立て」の業務区分では“機械加工”の技能が共通して対象となっていますが、機械金属加工区分（“機械加工”の技能を選択）の試験に合格している場合でも、「電気電子機器組立て」の業務区分で“機械加工”の技能を要する業務に従事するためには、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格する必要がありますか。

(回答 8-2-1) 製造分野特定技能 1 号評価試験は、業務区分に対応する 3 つの試験区分（機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分）に分かれており、それぞれ異なる試験となります。そのため、機械金属加工区分の試験に合格された方は「機械金属加工」の業務区分でのみ従事可能であり、「電気電子機器組立て」の業務区分で従事するためには、“機械加工”のように両業務区分で技能が共通する場合であっても、改めて電気電子機器組立て区分の試験に合格していただくことが必要となります。

※技能実習の職種と特定技能の業務区分との関係については、質問・回答 3-1 を御覧ください。
例えば、機械加工職種の技能実習 2 号を良好に修了された方は、特定技能の「機械金属加工」と「電気電子機器組立て」のどちらの業務区分でも、在留資格を得れば従事することができます。また、「機械金属加工」の業務区分で在留資格を得て従事していたが、「電気電子機器組立て」の業務区分に変更して従事しようとする場合も、在留資格上の手続は必要となりますが、電気電子機器組立て区分の試験に合格していただく必要はありません。

(質問 8-2-2) 機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分に従事している方に、新たに追加になった技能（強化プラスチック成型、金属熱処理）で従事してもらいたい場合は、再度テストが必要ですか。または、必要な研修を行えば従事させることは可能ですか。

(回答 8-2-2) 製造分野特定技能評価試験等の再受験は不要ですが、必要に応じた訓練・研修の実施をお願いいたします。なお、新たな製造品のラインに従事させる場合は、受入れ対象の産業分類に

該当するか判断する必要がありますので、一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）へ申請をお願いいたします。

9. 製造分野特定技能 2 号評価試験等について

(1) 特定技能 2 号評価試験ルートについて

(質問 9-1-1) 製造分野特定技能 2 号評価試験の試験区分は 3 区分とのことですが、各試験区分の中でさらに技能を選択する形式ですか。

(回答 9-1-1) 製造分野特定技能 2 号評価試験は、機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分の 3 区分で実施します。各試験区分の中でさらに技能を選択する形式ではありません。

(質問 9-1-2) 製造分野特定技能 2 号評価試験とビジネス・キャリア検定 3 級の試験問題は、いずれも日本語のみですか。また、日本語のみの場合、漢字に振り仮名は振られますか。

(回答 9-1-2) 製造分野特定技能 2 号評価試験とビジネス・キャリア検定 3 級のいずれも、試験問題は日本語のみです。漢字への振り仮名は、どちらの試験も対応します。

(2) 技能検定ルートについて

(質問 9-2-1) 必要要件である「技能検定 1 級取得」は、実技試験と学科試験の両方に合格する必要がありますか。

(回答 9-2-1) 実技試験と学科試験の両方に合格いただく必要があります。

(質問 9-2-2) 技能検定 1 級は、申請すれば随時実施していただけますか。

(回答 9-2-2) 技能検定 1 級は、随時試験の対象ではありませんので、決められた試験日程により受検いただくようお願いいたします。

(質問 9-2-3) 「技能検定ルート」(技能検定 1 級合格) で、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の両方に含まれる技能(“機械加工”や“プラスチック成形”等)の検定に合格した場合には、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分のいずれの業務区分でも就労が可能ですか。

(回答 9-2-3) いずれの業務区分でも就労が可能です。

(質問 9-2-4) “溶接”は技能検定 1 級の実施対象になっていませんが、“溶接”の技能で特定技能 2 号を取得するためには、“溶接”が含まれる機械金属加工区分の製造分野特定技能 2 号評価試験に合格する必要があるということですか。

(回答 9-2-4) “溶接”は技能検定 1 級の実施対象ではないため、“溶接”の技能で特定技能 2 号を取得するためには、機械金属加工区分の製造分野特定技能 2 号評価試験に合格していただく必要があります。

(質問 9-2-5) 技能実習から特定技能 1 号への移行の場合、技能実習 2 号対象職種・作業ごとに特定技能 1 号への移行可否が決まっております。例えば、「鉄工」職種では、3 つある作業のうち、「構造物鉄工作業」のみが特定技能 1 号への対象となっており、「製缶作業」及び「構

造物現図作業」は対象になっておりません。こうしたなかで、技能検定ルートで特定技能 2 号を取得するにあたり、「製缶作業」や「構造物現図作業」の技能検定 1 級試験合格でも、特定技能 2 号を取得できますか。

(回答 9-2-5) 技能検定ルートで特定技能 2 号を取得する場合は、職種単位で技能検定 1 級合格を判断するため、対象となる職種に紐づくいずれの作業の試験であっても合格すれば認められます。

(3) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」の取得について

(質問 9-3-1) 実務経験証明書の「受験資格確認番号」とは何ですか。

(回答 9-3-1) 製造分野特定技能 2 号評価試験を受験するためには、特定技能外国人材制度ポータルサイトの専用フォームから「実務経験証明書」を提出のうえ、事務局より発行された申請者固有の「受験資格確認番号」を、プロメトリックの受験申込時に入力する必要があります。受験希望の方は、実務経験証明書の記入例を確認のうえ、余裕をもって実務経験証明書を提出してください。

(質問 9-3-2) 受験資格確認番号は、いつ利用するものですか。

(回答 9-3-2) プロメトリックの製造分野特定技能 2 号評価試験の受験申込時に、入力する必要があります。事務局に受験資格確認番号を申請した情報や、受験資格確認番号の情報が一致しない場合、受験申込はできません。

(質問 9-3-3) 自分自身の受験資格確認番号に、有効期限はありますか。

(回答 9-3-3) 原則としてありません。次回受験時にも同じ受験資格確認番号を利用可能です。

10. 特定活動について

(1) 在留資格の変更

(質問 11-1) 「特定技能 1 号」の在留資格に変更を希望していますが、在留期間の満了日までに必要な申請書類を揃えることができないなどの理由で、移行のための準備に時間を要する場合には、「特定技能 1 号」で就労を予定している受入れ機関で就労しながら移行のための準備を行うことができるでしょうか。

(回答 11-1) 「特定技能 1 号」に移行予定の方に関する特例措置については、(出入国在留管理庁 HP) http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/10_00025.html を御確認ください。